

## 公民館類似施設建設等補助金 チェックシート

### 1. 共通項目

番号	項目	可	不可
①	申請者は、町内会等の自治組織(以下「自治会等」という。)である。		
②	建設等を行う施設は、社会教育法第42条の規定による「公民館類似施設」である。		
③	「魚津市公民館類似施設設置補助金交付申請書」が正しく記載されている。		
④	「公民館類似施設設置事業計画書」が正しく記載されている。		
⑤	「公民館類似施設設置事業収支予算書」が正しく記載されている。		
⑥	建築物の「付近見取図、配置図、平面図、立面図」が添付されている。		
⑦	借地の場合は、「土地登記簿謄本」、土地所有者の「同意書」が添付されている。		
⑧	「工事見積書」、「設計図書」が添付されている。		
⑨	新たに施設を管理する場合は、「公民館類似施設管理運営計画」は添付されている。		

### 2. 新築

NO. 2

番号	項目	可	不可
①	公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けていない。		
②	補助対象事業費に補助率【1/10】を乗じた額が、補助限度額の200万円以下である。		
③	補助基準単価【15万円/㎡】に面積を乗じた額よりも実支出額が低い場合は、実支出額に補助率を乗じた額を補助金額とする。		

### 3. 全面改築

番号	項目	可	不可
①	建築の日から20年経過している。		
②	公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けていない。		
③	既存建物の購入、寄付等によって取得している場合、既存建物が公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けている時は、補助を受けた翌年度から起算して20年経過している。		
④	補助対象事業費に補助率【1/20】を乗じた額が、補助限度額の100万円以下である。		
⑤	補助基準単価【15万円/㎡】に面積を乗じた額よりも実支出額が低い場合は、実支出額に補助率を乗じた額を補助金額とする。		

### 4. 修繕

番号	項目	可	不可
①	建築の日から20年経過している。		
②	前にこの要綱による補助を受けて修繕している場合、その翌年から起算して10年経過している。		
③	破損した箇所等の復旧、施設の変更又は設備等を付加する工事で経費が100万円以上である。		
④	修繕には、畳その他の造り付け以外の家具の取替え及びエアコン等家電製品の設置は含まない。		
⑤	補助対象事業費に補助率【1/5】を乗じた額が、補助限度額の50万円以下である。		

### 5. 修繕(施設のバリアフリーに係る工事)

番号	項目	可	不可
①	建築の日から20年経過している。		
②	前にこの要綱による補助を受けて修繕している場合、その翌年から起算して10年経過している。		
③	手すりの設置、和式便所から洋式便所への変更、段差解消のためのスロープの設置等高齢者や障害者等が利用しやすい施設又は設備へと改修する工事である。		
④	補助対象事業費に補助率【1/5】を乗じた額が、補助限度額の50万円以下である。		